

令和8年 第9回委員会会議録

1 開催年月日 令和8年4月20日（月）

2 開閉会時刻 開会：午後5時30分 閉会：午後5時58分

3 場 所 福岡市選挙管理委員会

4 出席委員 富永委員長、市木委員長職務代理人、栃木委員、宮崎委員

5 事務局職員 事務局長、選挙課長、庶務係長、選挙係長、書記2名

6 傍聴者 なし

7 議 題

(1) 議案

議案第8号 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の
類に表示する証票について

(2) 報告事項

① 選挙人名簿から抹消する者の数について

② 在外選挙人名簿登録者数について

(3) その他

次回以降の委員会の開催予定日時

・令和8年5月7日（木）午前10時00分

・令和8年5月20日（水）午前10時30分

・令和8年6月1日（月）午後1時30分

8 議事次第（○：出席委員、▲：事務局職員）

(1) 議案

議案第8号について、事務局から説明を行い、審議の結果、出席
委員の全会一致で可決された。

(2) 報告事項

報告事項について、事務局から資料の説明・報告を行った。

(3) その他

・次回以降の委員会の開催日時は、資料記載のとおり決定した。

【質疑等】

○ 議案第8号について、政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板
に表示する証票ということだが、事務所以外に設置することもできるのか。

▲ 公職の候補者等とその後援団体が政治活動のために使用する事務所の所在を示す場合に設置するものであるが、事務所からの距離などが厳密に規定されているわけではない。

○ 報告事項② 在外選挙人名簿登録者数について、登録資格や登録時期はどのように整理されているのか。また、例えば、遠洋漁業といった指定船舶の船員の投票方法はどのように整備されているのか。

▲ 在外選挙人の登録資格や登録時期は別途確認させてもらうが、在外選挙人名簿に登録されるためには、申請をする必要がある。申請は、出国前に区役所などで行う方法と出国後に在外大使館や領事館の窓口で行う方法の2通りある。名簿に登録されると、在外公館での投票や郵便での投票ができる。また、指定船舶の船員については、洋上投票制度に基づき、船上において専用FAXによる投票が可能である。

○ 福岡市だけの問題ではないが、FAX機器、機材の問題も、ルールを整理する必要があると考える。